			行規則（平成14年経済産業省令第119号）第１条第２項に規定する新エネルギー等電気相当量（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第５条の規定に基づき義務履行に充てるものの量を含む。）をいう。以下同じ。）の売買契約（以下「他社電気相当量売買契約」という。）によつて販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び法第２条第１項第15号の２に規定する特定卸供給を行う事業を営む者との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得る調整金の未収分を整理する。
	［略］	［略］	
諸未収入金		「売掛金」に整理される未収金以外の未収金を整理する。契約期間が１年を超えるものを除く。	
	［略］	［略］	
	調整交付金	調整交付金（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第	

			則（平成14年経済産業省令第119号）第１条第２項に規定する新エネルギー等電気相当量（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第５条の規定に基づき義務履行に充てるものの量を含む。）をいう。以下同じ。）の売買契約（以下「他社電気相当量売買契約」という。）によつて販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び法第２条第１項第７号ロに掲げる特定卸供給を行う事業を営む者（以下「特定卸供給事業者」という。）との間に締結した契約に基づく需要の抑制によつて生じた電気の対価として得る調整金の未収分を整理する。
［略］	［略］	［略］	
諸未収入金		「売掛金」に整理される未収金以外の未収金を整理する。契約期間が１年を超えるものを除く。	
［略］	［略］	［略］	
再エネ特措法交付金		再エネ特措法交付金（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に	

			15条の２第１項の規定により交付される交付金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。
	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	

負　　債

(5)　流　動　負　債

科　目	項	備　　考
［略］	［略］	［略］
買掛金		通常の営業取引により発生した未払金を整理する。
	［略］	［略］
	接続供給託送料	接続供給及び電力量調整供給の対価並びに配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額の未払分を整理する。
	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
預り金		他から預かつた現金、手形、小切手及び有価証券を整理する。
	［略］	［略］
	保証金	託送供給等約款、特定小売供給約款（改正法附則第18条第１項に規定する特定小売供給約款をいう。以下同じ。）、最終保障供給約款、離島等供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の定めるところによる保証金を整理する。
［略］		［略］

			関する特別措置法第28条第１項の規定により交付される交付金をいう。以下同じ。）の未収分を整理する。
	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	

負　　債

(5)　流　動　負　債

科　目	項	備　　考
［略］	［略］	［略］
買掛金		通常の営業取引により発生した未払金を整理する。
	［略］	［略］
	接続供給託送料	接続供給及び電力量調整供給の対価の未払分を整理する。
	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
預り金		他から預かつた現金、手形、小切手及び有価証券を整理する。
	［略］	［略］
	保証金	託送供給等約款、特定小売供給約款（改正法附則第18条第１項に規定する特定小売供給約款をいう。以下同じ。）、最終保障供給約款、離島供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の定めるところによる保証金を整理する。
［略］		［略］